

自転車・歩行者専用道路等の一時使用届

令和 年 月 日

杉並区都市整備部土木管理課長 宛

[申請者]

住所

氏名

電話

[現場責任者]

氏名

電話 (携帯等)

当該通路以外に通行できる道路がないため、自転車・歩行者専用道路等（河川管理用通路・公共溝渠・区有通路）に設置されている車止めを外し、車両を通行させるために一時使用したいので、下記により届け出ます。

なお、一時通行にあたっては、別記事項（裏面）を遵守します。

記

- 場所 杉並区_____ 丁目 番 号先
- 目的 引越 荷物搬出入 樹木剪定 その他（ ）
- 通行経路 別紙案内図のとおり
- 使用日時 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
_____時_____分 から _____時_____分まで
予備日： 年 月 日 から 年 月 日まで
- 使用車両 車両番号[] 車種[] 【例. 軽トラック】
車両番号[] 車種[] 【例. 軽トラック】
- 添付書類 ①案内図(通行経路を示したもの)
②配置図（作業帯・通行帯の寸法記載の図面）
③現場写真（停車場所のわかる全景写真）

別記

【遵守事項】

- ・通行する車両の総重量は2 t以下を原則とする。それを超える場合は杉並土木事務所と協議すること。また、杉並土木事務所が必要と認めた場合には占有企業者と事前に協議すること。
- ・通行承認を受ける自転車・歩行者専用道路等においては、**駐車目的に使用せず**、作業範囲は最小限とすること。
- ・自転車や歩行者等の通行の安全には万全を期し、通行の支障とならないよう配慮するとともに、交通管理者(所轄警察署)と協議の上、必要な許可をとること。
- ・通行承認を受ける自転車・歩行者専用道路等の**近隣住民に対し、十分な周知を図り、苦情等が発生しないよう努めること。**
- ・**苦情等が発生した場合は、申請者及び施工者が責任をもって解決にあたること。**
- ・可動式(鍵付き)車止めの場合は、車両の通過の時のみ取り外し、それ以外の場合には車止めを元に戻し、施錠すること。(鍵の貸出しは、杉並土木事務所で行います。)
- ・固定式車止めの場合は、道路工事施工承認申請を行い、自費により車止めを一時撤去し、車両通行の必要がなくなった時点で、直ちに原状復旧すること。また、車止めの撤去期間中は、車止めに代わる安全対策を講ずること。
- ・その他法令を遵守し、違法行為に関わる使用をしないこと。
- ・**遵守事項に違反した場合は、一時通行の停止を命ずることがある。**
- ・道路の使用前及び使用後に杉並土木事務所と現場確認を行い、河川施設、道路施設及びその埋設物等に損害を与えた場合は、**申請者及び施工者が全責任を負い、区の指示に従い、区職員立会いの上、申請者及び施工者の費用をもって、速やかに使用前の状態に復旧すること。**
- ・この使用により発生する事故及びその他一切については、申請者及び使用者がその費用と責任を持って対処すること。また、速やかに下記に連絡すること。

連絡先

杉並土木事務所 杉並区成田東3-17-30 ☎03-3315-4178

ガス：東京ガス西部導管センター 照会工事グループ ☎03-5374-4504

水道：東京都水道局西部支所 ☎5326-1101

下水道：東京都下水道局西部第一下水道事務所 杉並出張所 ☎03-3394-9457